

くらしインフォメーション

募集

リーダーになるための 実践講座受講生

これからの社会の原動力は男女共同参画。あなたも男女共同参画を学び、リーダーとして地域の活性化に貢献してみませんか。

- 日時 平成17年9～11月(全10回・6日間)、10時～15時
- 場所 愛媛県女性総合センター(松山市山越町450番地)
- 対象 県内在住の18歳以上の方
- 定員 15名 ※応募多数の場合は抽選します。
- 受講料 無料
- 締め切り 8月16日(火)当日消印有効
- お問い合わせ 詳細は、(財)えひめ女性財団愛媛県女性総合センター(☎926-11633、☎926-11661)へ。

平成18年度 自衛官

■募集種目 防衛大学校(推薦・一般)、防衛医科大学校、航空学生、看護学生、一般曹候補生、曹候補士、2等陸・海・空士(男子・女子)、自衛隊生徒

- ※受験資格、受付期間等はそれぞれ異なります。
- お問い合わせ 自衛隊松山募集案内所(☎947-3040、E-mail:natsuyama-office@quailia.com)又は伊予市役所総務課(☎982-1111 内線508、担当向井)へ。

今治精華高校

通信制課程受講生

- 出願資格 中学校を卒業している方(卒業見込みを含む)、中学校卒業程度の学力を有すると認められる方、現在高校に在籍中(休学含む)の方、高校を中途退学した方など
- コース 本科コース、併修コース

※、選科コースがあります。

- 出願期間 後期生：9月1日(木)～9月30日(金) 前期生：平成18年3月1日(水)～4月27日(木) ※転入・編入学生は随時募集を行っています。
- お問い合わせ 今治精華高校通信制課程本校(☎0898-3217100)又は、松山校(☎93114511)へ。

イベント

松山地区広域市町村圏 協議会研修セミナー

- 日時 8月25日(木)、13時30分～15時
- 場所 久万高原町久万188番地 館(久万高原町久万188番地)
- 講師 広瀬久美子さん(フリーアナウンサー)
- テーマ 『人のやさしい街づく』

■参加料 無料(先着500人)
■お問い合わせ 伊予市役所企画情報課(☎982-1111 内線515)へ。
※駐車場は、会場近くにあります。ができる限り乗り合わせてご来場ください。



お知らせ

電気コード・差し込みプラグの点検を

コードやプラグは丁寧に扱います。コードが傷んだり、プラグの刃が曲がったりすると断線や過熱の原因となります。また、コードが家具に踏まれたり扉にはさまれたりして、被覆が損傷していないかなどをときどき点検しましょう。



プラグは差し込んだままにするところやほごりがたまってしまします。そこに湿気が加わる

と漏電や火災の原因となることがあります。差しっぱなしにせず、ときどき抜いて掃除をしましょう。

■お問い合わせ (財)四国電気保安協会愛媛支部伊予事業所(☎983-5178)へ。

遺伝相談

結婚や子どもをもうけるにあたって、専門医や保健師が遺伝問題の個別相談に応じていますので、ご利用ください。個人の秘密は厳守します。

- 場所 松山保健所(松山市北持田町132)
- 申し込み・お問い合わせ 松山保健所健康増進課難病・母子保健係(☎941-1111 内線262)へ。

消費生活相談窓口

共通電話番号設置

県では、消費生活に関する相談電話をより利用していただくため、県内5地方局及び生活センターにおける相談窓口の共通電話番号を設置しました。

共通電話番号にかけた場合は、発信場所の最寄り地方局県民生活課からの窓口又は生活センターにつながる、最寄りの着信場所が話中の場合は、順次、近い地方局等へ転送します。(ただし、着信場所までの通話料は発信

各種相談

相談無料、秘密厳守

《無料人権相談》

- 日時 8月8日(月)、10:00~15:00
- 場所 市民会館3階和室

《心配ごと相談》

- 日時・場所 13:30~16:00(祝祭日と年末年始は除く) 社会福祉協議会各事務所
- 伊予事務所 毎週水曜日
- 中山事務所 毎月第2木曜日
- 双海事務所 毎月第2・4水曜日
- 弁護士相談日時(要予約) 8月17日(水)、13:30~16:00
- 場所 社会福祉協議会伊予事務所

《行政相談》

- 本庁地区 毎月第3金曜日 10:00~15:00 生野 勝さん方 (☎982-2085)
- 中山地区 毎月10日 10:00~15:00 仙波 道淳さん方 (☎967-1020)
- 双海地区 毎月第2火曜日 9:00~15:00 山口 隆義さん方 (☎987-0630)

《家庭児童相談室》

- 日時 土・日曜日、祝日、年末年始を除く毎日、8:30~17:00
- 相談先 伊予市福祉課内家庭相談員 (☎982-1111内線538)

《女性のための相談》

- 日時 法律相談/毎週木曜日、健康相談/毎週金曜日、13:00~14:30(第5週と祝日は除く)
- 場所 愛媛県女性総合センター(松山市山越町450、☎926-1644)

《在宅介護支援センター24時間相談》

- 年中無休、24時間体制で在宅寝たきり高齢者などの介護者の電話相談に応じます。
- 相談先 社会福祉協議会伊予事務所 ☎983-6224、伊予あいじゅ ☎982-6668、いよ ☎983-2225、森の園 ☎982-7474、なかやま幸梅園 ☎967-0300、双海夕なぎ荘 ☎986-0131

《不動産相談》

- 日時 毎月10日(土・日曜日、祝祭日の場合は翌日)、13:00~15:00
- 場所 ふるさと創生館
- 相談先 宅建協会伊予支部

※税務相談は7月をもって終了しました。

精神障害者家族相談事業

精神障害者やその家族の中には、誤解や偏見から他人に相談することもできず、悩みや不安を抱えながら地域の中で孤立している人もいます。

そのため、松山保健所では、同じ悩みを持った経験豊富な家

伊予上野団地宅地分譲中

伊予上野団地は、全168区画の大型団地です。すでに130世帯平成17年4月現在の家族の暮らしがそこにあり、街は日々元気に成長しています。ただ今、38区画を分譲中です。あなたも伊予上野団地で暮らしてみませんか。

分譲価格 1,672,221円

お問い合わせ 愛媛県住宅供給公社事務所(☎911-1631)又は現地事務所(☎982-10663)へ。

調停相談会

金銭貸借、交通事故、宅地建物等の民事に関する問題や夫婦関係、遺産相続等の家庭の問題について悩んでいる方々のために、解決方法や法律手続きの仕方などの相談に無料で応じます。

日時 8月7日(月)、10時~16時

場所 いよてつ高島屋7階 キャッスルルーム(松山市湊町5-1-1)

お問い合わせ 松山調停協会(松山市一番町3丁目3-18、松山地方裁判所内、☎941-4151)へ。

都市計画区域の既存宅地確認制度について

平成13年5月18日に都市計画法が改正され、市街化調整区域でこの日までに知事の確認を受けた既存宅地は、自己用の建築物に限り、5年間は、従来どおり許可不要の取扱いとなります。

このため、確認を受けた土地では、都市計画法改正後から5年間(18年5月17日まで)に建築確認を受け、建築工事に着手しなくてはならず、それ以降、許可が必要になり、基準に適合する用途の建築物でない建築ができません。ご注意ください。

お問い合わせ 愛媛県土木部道路都市局都市計画課(☎912-2742)へ。

《香典返し》

○梶原 清運(双海町上灘) 亡祖母 治子

○山下マツミ(宮下) 亡夫 修三

○日浦美百合(灘町) 亡夫 義美

信者の負担となります。

高齢者や障害者に対する悪質な業者の手口に注意し、不安や心配な方は、お早めに相談してください。

■共通電話番号 0570-1700-1370

※携帯電話、PHSからの利用はできません。

※従来の相談窓口の番号は、引き続きご利用できます。

■受付時間 9時~16時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)。

族相談員が、随時、予約制で悩んでいる当事者や、家族への訪問相談や窓口相談に応じています。

■お問い合わせ 松山保健所健康増進課精神保健係(☎931-4036内線260)へ。

伊予上野団地宅地分譲中

伊予上野団地は、全168区画の大型団地です。すでに130世帯平成17年4月現在の家族の暮らしがそこにあり、街は日々元気に成長しています。ただ今、38区画を分譲中です。あなたも伊予上野団地で暮らしてみませんか。

都市計画区域の既存宅地確認制度について

平成13年5月18日に都市計画法が改正され、市街化調整区域でこの日までに知事の確認を受けた既存宅地は、自己用の建築物に限り、5年間は、従来どおり許可不要の取扱いとなります。

このため、確認を受けた土地では、都市計画法改正後から5年間(18年5月17日まで)に建築確認を受け、建築工事に着手しなくてはならず、それ以降、許可が必要になり、基準に適合する用途の建築物でない建築ができません。ご注意ください。

《一般預託金》

○住まい工房リフォームのアサヒ一周年感謝祭フリーマーケット 収益金

○アニー伊予店、キウヤ化粧品店、美容室M&Y 夜市の収益金

信者の負担となります。

高齢者や障害者に対する悪質な業者の手口に注意し、不安や心配な方は、お早めに相談してください。

■共通電話番号 0570-1700-1370

※携帯電話、PHSからの利用はできません。

※従来の相談窓口の番号は、引き続きご利用できます。

■受付時間 9時~16時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く)。

族相談員が、随時、予約制で悩んでいる当事者や、家族への訪問相談や窓口相談に応じています。

■お問い合わせ 松山保健所健康増進課精神保健係(☎931-4036内線260)へ。

伊予上野団地宅地分譲中

伊予上野団地は、全168区画の大型団地です。すでに130世帯平成17年4月現在の家族の暮らしがそこにあり、街は日々元気に成長しています。ただ今、38区画を分譲中です。あなたも伊予上野団地で暮らしてみませんか。

都市計画区域の既存宅地確認制度について

平成13年5月18日に都市計画法が改正され、市街化調整区域でこの日までに知事の確認を受けた既存宅地は、自己用の建築物に限り、5年間は、従来どおり許可不要の取扱いとなります。

このため、確認を受けた土地では、都市計画法改正後から5年間(18年5月17日まで)に建築確認を受け、建築工事に着手しなくてはならず、それ以降、許可が必要になり、基準に適合する用途の建築物でない建築ができません。ご注意ください。

《一般預託金》

○住まい工房リフォームのアサヒ一周年感謝祭フリーマーケット 収益金

○アニー伊予店、キウヤ化粧品店、美容室M&Y 夜市の収益金